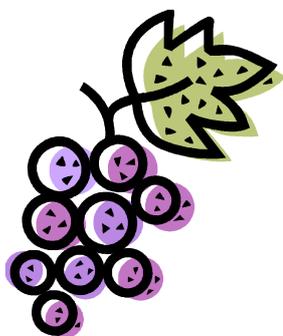
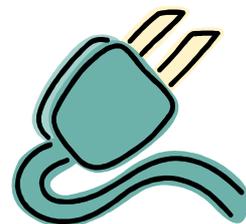


2011くらしのサポーター通信

携帯電話は充電器にもご注意！



少し前の話ですが、県内で携帯電話用の充電器が異常に発熱し、溶けてしまうという事故がありました。幸い、充電器が溶けただけですみ、火災になったり、火傷するといった深刻な事態には至りませんでした。原因についてNITE(製品評価技術基盤機構)に調査を依頼し、その結果がでました。



○異常発熱の原因

充電器内部基板の発熱によるもの。以下の2つの可能性が考えられますが、原因の特定はできませんでした。

1 使用の状況

このケースでは、被害者の方が睡眠中に充電していたようですが、寝ている間に布団の中に入れてしまい、充電器が空気によって冷やされなかったことから、異常な加熱につながった可能性があります。

2 充電器の不具合

実は、携帯電話本体だけでなく充電器も電子回路基板を使用した精密機械であり、外部からの衝撃でこの基板がズレて高熱になる電子部品とプラスチック製のカバーが接触していたことにより異常な加熱につながった可能性があります。

○取扱説明書には

この事故のあった製品の取扱説明書の注意表示には、「本製品を布や布団で覆ったり、包んだりしないでください。電話機が外れたり、熱がこもり、火災、故障の原因となります。」という記載がありました。つまり、メーカーは、消費者に対し、充電器は使用時に発熱し、使用環境によりその発熱温度が上昇し事故につながるおそれがあると説明書に記載することにより注意喚起していました。



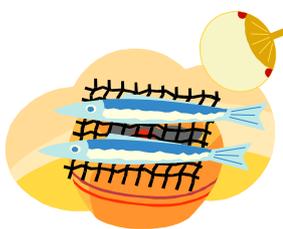
ハイライト:

□今月のテーマ

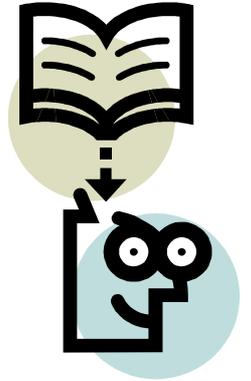
携帯電話は充電器にもご注意！

寄せられた相談

□交流コーナー
くらしのコラム



説明書には表示があるといっても、すみっこに小さく書かれていては読むのが面倒と思われるかもしれませんが、安全に関わることなので面倒がらずにその内容を確認するようにしましょう。



○被害に遭わないためには
携帯電話だけでなく充電器も精密電子機器です、使用前には説明書をよく読み、大切に扱うようにしましょう。

寄せられた相談

ご存じの方も多いと思いますが、徳島県消費者情報センターでは毎月、受付した消費生活に関わる相談の状況を「消費生活相談受付状況」として公表しています。

ここでは7月までに寄せられた相談についてご説明します。

○相談件数の変化

消費者情報センターに寄せられた相談件数です。

平成22年（4～7月） 平成23年（4～7月）
1, 122件 → 1, 009件

県に寄せられた相談件数は減少しています。これは、近年県内の市や町でも消費生活センターの開設が続いておりますので、より身近な窓口にご相談される方が増えてるからだと思います。

○相談内容について

寄せられた相談の商品・役務別の上位3項目です。

1	デジタルコンテンツ	208件
2	融資サービス	60件
3	レンタル・リース・賃借	55件



1位の「デジタルコンテンツ」とは、インターネットを通じて得られる情報サービスに関するトラブルです。具体的には、インターネットを見ていたら、突然、アダルトサイトにつながり、画面に「会員登録されました」という表示が出て、指定の口座にお金を振り込むよう指示があるといったケースが多くなっています。



2位の「融資サービス」は、借金に関する相談で、多重債務の整理や融資保証金詐欺などの相談があります。

3位の「レンタル・リース・賃借」はモノの貸し借りに関する相談で、アパートを退去する際の原状回復義務や敷金に関するものが多くなっています。

この他、特徴的なものとしては、70歳以上の方については「預貯金・証券等」に関する相談が、件数自体は少ないのですが、4件から14件と3倍以上に増加しております。これは、未公開株や社債などに関するもので、業者から電話で「後で5倍で買い取るから必ず儲かる」などという勧誘の後、公的機関を名乗るものから「その業者は信用できる」などと購入を勧める、いわゆる「劇場型」と言われるものや、過去に被害に遭われた方に、被害を回復すると言って別の商品を勧める「被害回復型」と言われるものが多くなっています。

このように、突然お金を請求されたり、必ず儲かると言われるケースが多くなっています。

突然お金を請求された場合には、心当たりがない場合は不当な要求であると考えられるケースが多いので、慌ててお金を振り込むようなことはせず、放置してください。また、必ず儲かると言われたケースですが、残念ながら、簡単にお金が儲かることはありません。また公的機関が投資に関して特定の業者を勧めることもありませんので、キッパリと断るようにしましょう。それでも不安な場合は消費者情報センターにご相談ください。

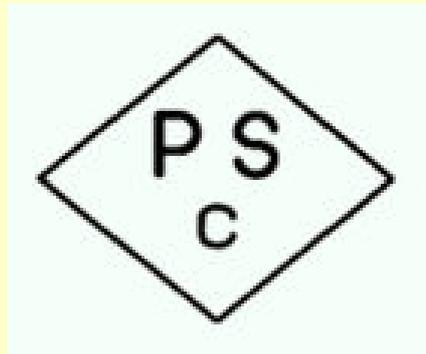
なお、相談状況の詳細については↓をご覧ください

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/soudan/>

ライター規制の開始について

9月27日（火）に、ライターに関する規制の猶予が終わります。これにより、子どもが簡単に使えないようにしているチャイルドレジスタンス機能がないなど技術基準を満たしていない使い捨てライターの販売ができなくなります。技術基準を満たしたものは点火しにくくなっていますが、子どもが被害者となる火災の予防のためご理解ください。

なお、チャイルドレジスタンス機能など技術基準を満たした製品には↓このようなマークがついています。



徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
ホームページ
<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

全品半額～入り口は会員価格、出口は高い価格～

某洋服店の「全品半額」という表示が、不適切だと指導を受けたのは、どうも「半品全額」であつたらしい。かなり前であるが、「眼鏡片眼サービス」と言うのでお叱りを受けた業者もある。

身近にも「全品半額」との表示を見かける。但し書きがあり「一部商品を除く」とあるにしても、不適切表示である。「全」ということは、ひとつ残らず、とか、例外なく、ということだからである。

辛いのは、半額と思い込んで籠に入れ、レジで「除外品です」と言われる。「それじゃ、返します」と私は言い難いのだ。まさか、誤解を狙った商法とは思いたくないはないので、配慮は欲しい。

あるガソリンスタンドの入り口は会員価格、出口は別価格である。

くらしのサポーター担当者より

今年は東日本大震災や台風12号など日本列島に大きな被害をもたらした災害が発生しました。徳島における被害は比較的小さいものとなっていますが、いつ大きな地震や台風などの自然災害に襲われるかわかりません。

自分の身を守るためには、食べ物や飲み物、懐中電灯などの防災用品、避難経路の確認など事前の準備が大切です。普段からそのことに気を付けて行動するようにしましょう。

大谷